

物価高騰対応重点支援給付金(こども加算)の支給について

給付額 1世帯あたり:10万円 こども加算1児童あたり:5万円**対象世帯** 新たに令和6年度分の住民税非課税および均等割のみ課税世帯
(令和6年6月3日現在愛西市に住民登録がある者)、
同一世帯の児童(18歳以下)※令和5年度住民税非課税および均等割のみ課税世帯への給付金の対象者または
住民税所得割課税者の扶養のみで構成されている世帯は、令和6年度の給付金の対象にはなりません。**支給対象者** 対象世帯の世帯主**支給手続き** 対象の可能性がある世帯には確認書、もしくは申請書を順次送付いたします。
また、令和6年1月2日以降に愛西市へ転入した方がいる世帯や税の修正申告など
により非課税・均等割のみ課税世帯となった世帯等は、本人確認書類、通帳のコピー、
住民税課税証明書を添えて申請書を提出する必要があります。**申請受付** 10月31日(木)まで(必着)

詳細については、確認書に同封されたチラシまたは順次、市ホームページに掲載します。

問 愛西市給付金窓口 ☎(55)7100

定額減税しきれないと見込まれる方への給付金(調整給付)について

物価高騰対策として納税者本人および控除対象配偶者または扶養親族1人につき、4万円(令和6年分
推計所得税から3万円・令和6年度分個人住民税所得割から1万円)の定額減税が実施されています。
定額減税を十分に受けられないと見込まれる方に対し、その差額を調整のうえ給付します。**個人住民税における定額減税の対象者** (定額減税を受けることについての手続きは不要です。)

次のいずれにも該当する方です。

- ・令和6年1月1日現在愛西市に住民登録があり、令和6年度分の個人住民税所得割額が課税されている方
- ・令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方

個人住民税における減税額 (納税通知書または特別徴収税額通知書に減税額が記載されています。)納税者本人 1万円
控除対象配偶者または16歳未満を含む扶養親族(いずれも国内居住者に限る) 1万円/人**調整給付の対象者** 定額減税可能額※1が令和6年分推計所得税額(令和5年度所得税額)
または令和6年度分個人住民税所得割額を上回る方**給付額** 次の①と②の合計額(合計額を万円単位に切り上げ)
①所得税分定額減税可能額-令和6年分推計所得税額
②個人住民税所得割分減税可能額-令和6年度分個人住民税所得割額**支給手続き** 対象の方へは確認書を送付します。必要事項の記入および
必要書類を貼付のうえ、返送してください。**申請受付** 10月31日(木)まで(必着)

詳細については、確認書に同封されたチラシまたは順次、市ホームページに掲載します。

※1 所得税分3万円×減税対象人数※2、個人住民税所得割分1万円×減税対象人数※2

※2 納税者本人+控除対象配偶者または16歳未満を含む扶養親族(いずれも国内居住者に限る)

問 愛西市給付金窓口 ☎(55)7100